

それには理由があります

2020（令和2）年3月31日、筑紫野市で

「筑紫野市部落差別の解消の推進に関する条例」

が施行されました。それには、次のような理由があるのです。

その一、「部落差別が今もあります」

悲しいかな本市においても2018（平成30）年に発覚した公共施設への差別落書きをはじめ、インターネット上の差別書き込みなど、多くの市民の努力にもかかわらず、身近で現実的な問題として差別が存在しているからです。



その二、「市としての強い決意」

本年3月開催の筑紫野市議会にて全議員の賛成によって本条例は可決されました。筑紫野市としての部落問題解決への強い決意を示したものです。それは、許されざる社会悪である「部落差別」を多くの市民のみなさんと協働してなくしていく「人権尊重のまちへ」の希望でもあるからです。

その三、「筑紫野市からの発信」

県はすでに、部落差別解消推進のための条例を制定していますが、筑紫野市の実情にあった取り組みは、国や県の指示を待つのではなく、筑紫野市が責任と主体性をもって発信していくべきものと考えているからです。

その四、「教育と啓発が重点」

筑紫野市教育施策の中心に据えられている人権・同和教育は、市民の理性と良心を育んできたと思います。本条例は、改めて部落問題解決のための教育と啓発が果たす役割を重点化しています。すべての市民が学びつつ行動することによって一人ひとりが大切にされる地域を実現したいと考えているからです。



筑紫野市部落差別の解消の推進に関する条例

<条例のポイント>

- 第1条 目的**
部落差別のない社会を実現します。
- 第2条 基本理念**
市民一人一人の理解を深めるよう努めます。
- 第3条 市の責務**
地域の実情に応じた施策を講じます。
- 第4条 相談体制の充実**
部落差別に関する相談体制を充実させます。
- 第5条 教育及び啓発**
地域の実情に応じ、必要な教育及び啓発を行います。
- 第6条 部落差別の実態に係る調査**
施策の実施のため、必要に応じ実態調査を行います。



上のQRコードで市条例の全文を見ることができます。